

別紙 2

蕨市学校施設 LED 照明器具賃貸借仕様書

1 事業名称

蕨市学校施設 LED 照明器具賃貸借

2 履行場所

蕨市立小学校 7 校・中学校 3 校

学校名	住所	電話
蕨市立東小学校	蕨市塚越 3-10-36	048 (442) 2154
蕨市立西小学校	蕨市錦町 5-11-30	048 (442) 2642
蕨市立南小学校	蕨市南町 1-36-6	048 (442) 2514
蕨市立北小学校	蕨市北町 2-11-6	048 (432) 2044
蕨市立中央小学校	蕨市中央 6-8-25	048 (442) 2672
蕨市立中央東小学校	蕨市中央 7-18-7	048 (443) 3102
蕨市立塚越小学校	蕨市塚越 5-7-20	048 (442) 2218
蕨市立第一中学校	蕨市南町 3-1-29	048 (442) 2533
蕨市立第二中学校	蕨市錦町 3-9-38	048 (443) 2670
蕨市立東中学校	蕨市塚越 6-7-34	048 (442) 5370

3 事業内容

本事業は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- (2) 事業遂行のために必要な現地調査
- (3) LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式の工事に係る計画、施工、施工管理
- (4) LED 照明器具への更新に伴う既設照明器具の撤去及び処分
- (5) LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式の維持管理、保証（無償修繕等）
- (6) 更新工事完成図書作成
- (7) 賃貸借契約終了後の LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式の無償譲渡
- (8) その他、本事業に伴い必要となる事項

4 履行期間

- (1) 調査・施工期間：契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日まで
- (2) 賃貸借期間：令和 9 年 10 月 1 日から令和 19 年 9 月 30 日まで（10 年間）

5 対象器具

別紙1「既設照明一覧表」のとおりとする。

ただし、当該一覧表は施設の現況と必ずしも一致するものではないため、現地調査及び実施設計の結果、変更が生じた場合は、変更契約により対応するものとする。

なお、既にLED化されている照明器具は原則として本事業の対象外とするが、設置後の経過年数が標準的な耐用年数を超過している場合は、発注者と協議のうえ、事業対象とすること。

6 LED 照明器具仕様

(1) 基本事項

LED照明器具は、日本産業規格（JIS）及び日本電気工業規格（JEM）その他関係法令、規則及び条例などを遵守した製品とすること。

(2) 交換方法

原則として器具ごとの交換とする。ただし、交換に適した器具が存在しない場合は、発注者と協議のうえ、適切な方法を選定すること。

(3) 共通事項

①賃貸借機器については、下記の要求事項を満たした日本国内に本社を有するメーカーの製造品とする。また、日本産業規格及び一般社団法人日本照明工業会の各種規格に適合するもの、又は同等以上の性能を有するものとし、施設ごとに機器リスト、納入仕様書及びメーカー作業手順書等を提出し、発注者に承諾を得ること。

【要求事項】

・ちらつき対策

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（86の6の2及び87の2）を遵守し、光出力においてちらつきを感じないものであること。

・ノイズ対策

電気用品安全法の基準を満たすこと。

・定格寿命

全光束が設計値の70%となるまでの総点灯時間が40,000時間以上であること。

・品質管理体制

ISO9001の認証を取得した工場で製造されていること。

・環境配慮

ISO14001の認証を取得した工場で製造されていること。

②照明器具、ランプ及び付属品はすべて新品であること。

③更新方法は器具交換を基本とする。ただし、次の場合においては、発注者と協議のうえ、ランプ交換による対応を可とする。

ア 特注器具又は特殊デザイン器具等により、標準品の LED 照明器具の採用が困難な箇所

イ アスベストを含有し、又はそのおそれがある天井材等に開口作業が必要となる箇所

- ④LED 照明器具は、既設照明器具と同等以上の性能を有し、関係法令、規格及びガイドライン等に適合した製品であること。
- ⑤照明器具は、原則として同一メーカーの製品を選定すること。ただし、一部ランプ交換による LED 化等により、同一メーカーで選定が困難な場合は、この限りではない。
- ⑥電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- ⑦本事業に関連する JIS、JIL・JEL・JLMA(一般社団法人日本照明工業会)等の各種規格に適合する、又は同等以上の性能を有するものであること。
- ⑧照明器具の製造・販売実績が 20 年以上、かつ LED 照明器具の製造・販売実績が 15 年以上あるメーカーの製品であること。
- ⑨製品には形式及びロット番号が明記され、適切に管理がされていること。
- ⑩製品に使用される LED チップについて、製造業者を明確にできること。
- ⑪既設照明器具からの置換えに適した寸法の器具を選定すること。
- ⑫既存照明器具と同等程度の照度を確保することを原則とする。
- ⑬既存照明のうち、蛍光灯（FLR40、FLR20、Hf32 等）を使用する器具については、ライトバータイプの LED 照明器具を選定すること。LED 器具は原則として電源部と発光部が分離可能な構造とし、耐震性などの観点から、LED 専用電源を器具本体側に備えた製品を選定すること。これと異なる構造（ライトバー側電源一体型等）を提案する場合は、同等以上の耐久性、安全性および保守の容易性を有することを提案書において明らかにすること。
- ⑭公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）と同等以上の性能を有する器具を原則として選定すること。ただし、適切な器具が存在しない場合は発注者と協議のうえ、選定すること。
- ⑮フリッカーが発生しないこと又は適切なフリッカー対策が講じられていること。
- ⑯光害対策が考慮された製品であること。

7 施工仕様

(1) 施工共通

- ①建築基準法、電気事業法、電気工事士法、消防法、大気汚染防止法、労働安全衛生法その他、本事業に関連する法令等を遵守すること。
- ②施工前に現地調査及び回路調査を十分に行い、仕様書等との相違を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。

- ③キュービクル及び分電盤内のブレーカー操作、結線等が必要な場合は、各施設の電気主任技術者と協議、調整を行うこと。
- ④停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、その内容を発注者に報告すること。
- ⑤施工にあたっては、施設運営への影響を最小限に抑えるとともに、施設利用者等の安全に十分配慮した施工管理を行うこと。
- ⑥照明器具に付随する雑材は、すべて新品とすること。
- ⑦必要に応じて、作業エリアのみならず、通路及び資材置き場等についても適切な養生を行い、損害を与えないよう十分注意すること。
- ⑧発注者との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成すること。
- ⑨照明器具の配置変更が必要な場合は、発注者と協議のうえ対応すること。
- ⑩作業に伴い備品等の移動が必要となる場合は、施設管理者と協議のうえ、原則として受注者が行うこと。
- ⑪設置する照明器具には、本事業の賃貸借備品であることを明示するラベル等を貼付すること。ラベルの様式及び記載内容については、発注者と協議すること。
- ⑫施工用資材の搬入及び搬出経路については、学校運営に支障をきたさないよう十分留意すること。
- ⑬施設敷地内における車両の駐停車は、事前に施設管理者の承諾を得ること。
- ⑭作業中は粉じんの飛散等に十分注意し、適切な養生を行うとともに、作業終了後は床清掃を行うこと。
- ⑮設置作業の前後に、当該照明回路の絶縁抵抗試験及び導通試験を実施し、異常がないことを発注者に報告すること。
- ⑯既設の電線、吊りボルト等の流用部分が劣化している場合は、受注者の負担により交換、補強又は、落下防止措置を講じ、安全性を確保すること。
- ⑰設置作業の前後に照度測定を実施し、その結果を発注者に報告すること。測定位置については、事前に協議し、承諾を得ること。
- ⑱撤去した照明器具等は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- ⑲PCB を含有する安定器が確認された場合は、その取扱いについて発注者と協議すること。
- ⑳ランプ交換による場合は、JIMA301 又はガイド 301（日本照明工業会）に基づき施工すること。
- ㉑既設照明器具撤去に伴い、天井の塗装補修等が必要となる場合は、受注者の負担により実施すること。
- ㉒照明器具の更新に伴い、分電盤内の回路名称が不一致となる場合は、適切に変更すること。

⑳施工期間中は、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出すること。

㉑本仕様書に記載のない事項については、次に掲げる共通仕様書の最新版によるものとする。

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共施設設備標準図（電気設備工事編）

㉒施工に必要な電気及び水道については、発注者がこれを支給するものとする。

㉓必要に応じ、作業の各段階において、発注者又は施設管理者の立会いによる確認を受けること。

㉔施工に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

(2) 施工個別

①体育館アリーナ高天井照明設備（第二中学校を除く）のオートリフター機器は撤去し、制御する電源を分電盤側で切断、絶縁処理を行い、「使用禁止」と表示すること。

②校舎及び屋内運動場のトイレ照明は全て本事業の対象外とする。

③非常灯及び誘導灯は、本事業の対象外とする。

8 維持管理仕様

(1) 賃貸借期間中は、LED 照明器具を常に正常な状態で使用できるよう、適切に維持管理すること。なお、LED 照明器具の設置完了後から、賃貸借開始までの期間についても、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、賃貸借期間中と同等の対応を行うこと。

(2) 照明器具の設置完了後から賃貸借期間終了までの間に生じた、不点灯及び照度低下（経年劣化を除く。）等は、受注者の責任及び費用負担において、迅速かつ適切に修理又は、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工に当たり、あらかじめ施設管理者と十分に協議するとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を、書面により発注者へ報告すること。

(3) 受注者は、照明器具の設置完了後から賃貸借期間終了までの間における維持管理に関し、連絡窓口を設置し、連絡先及び担当者名を記載した書面を発注者に提出すること。また、当該届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の内容を発注者に届け出ること。

(4) 本事業で設置する照明器具等について、賃貸借期間中の日常点検及び法定点検は発注者が行うものとする。ただし、点検の結果確認された不具合等については、発注者からの連絡に基づき、受注者が交換等を行うこと。

9 検査

- (1) 受注者は、LED 照明器具の設置完了後、速やかに施設ごとに自主検査を実施し、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- (2) 受注者は、自主検査の結果を施設ごとに取りまとめ、発注者に報告すること。
自主検査項目は、次に掲げる内容を含むものとする。
 - ア 器具ごとの点灯確認
 - イ 外観確認（天井等の補修を行った場合は、当該箇所の確認を含む）
 - ウ 照度測定結果
 - エ 絶縁抵抗試験及び導通試験の結果
 - オ 賃貸借物件であることの表示の確認発注者は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行うものとする。
なお、足場（脚立足場を除く。）を使用して施工を行った箇所については、あらかじめ発注者に報告し、検査時期の協議を行うこと。
- (3) 履行確認の結果、器具又は設置業者等に瑕疵があることが判明した場合は、受注者の責任及び負担により、賃貸借開始日までに是正を行い、その是正内容を発注者に報告すること。

10 物品の移動等

- (1) 賃貸借期間において、発注者が照明器具の配置変更を行う場合は、あらかじめ受注者の承諾を得たうえで、発注者の負担により、当該照明器具の取り外し、再設置及び調整を行うものとする。
- (2) 受注者は、前項に定める配置変更にあたり、照明器具の取り外し、再設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。
- (3) 受注者は、設置箇所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで、本事業における維持管理の対象とすること。

11 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の照明器具及び付属品一式は、現状有姿の状態が発注者へ引き渡すものとする。なお、賃貸借期間中に係る償却資産税の納付は不要とする。

12 その他特記事項

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始日を待たず、設置完了後の照明器具について、発注者による仮使用を認めること。
- (2) 受注者は、照明器具の賃貸借期間中に、適切な動産総合保険（新価特約付き）に加入することとし、事故等が発生した場合には、当該保険により補償を行うこと。また、本事業に係る保険証券又はこれに代わる書類の写しを発注者に提出すること。

- (3) 受注者は、本事業の履行にあたり、発注者が提供したすべての情報について、第三者に開示又は漏洩しないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (4) 受注者は、本事業の履行にあたり、関係法令を遵守し、必要な手続きを適切に行うこと。
- (5) 本事業は、本仕様書に基づき実施するものとし、記載のなき事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ決定するものとする。

1.3 提出書類一覧

No.	提出書類	期日	備考
1	現場代理人等通知書及び経歴書	施工前	指定書式を使用すること
2	施工計画書	施工前	
3	照明器具納入仕様書・出荷証明書	施工前	
4	施工期間中の保険関係書類の写し	施工前	
5	発注者との打ち合わせ記録	随時	
6	照明器具取扱説明書	完了時	学校ごとに取りまとめること
7	照明器具管理台帳	完了時	学校ごとに取りまとめること
8	照明器具配置図（プロット図）	完了時	学校ごとに取りまとめること
9	官公庁へ提出した届出結果報告書	完了時	
10	器具設置前後の写真	完了時	
11	照度測定結果一覧	完了時	自主検査報告書
12	絶縁抵抗試験・導通試験結果一覧	完了時	自主検査報告書
13	産業廃棄物処理管理票等の写し	完了時	
14	賃貸借期間中の連絡窓口 (連絡先及び担当者)	完了時	
15	賃貸借期間中の保険関係書類の写し	完了時	
16	交換等報告書	随時	
17	その他発注者が求める書類	随時	